

和46年広島市条例第106号)の一部を次のように改正する。
第7条中「8時間」を「7時間45分」に改める。

~~~~~

**広島市条例第52号**

平成21年7月2日

広島市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

**広島市市税条例等の一部を改正する条例**

(広島市市税条例の一部改正)

第1条 広島市市税条例(昭和29年広島市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第54条第6項中「同項第2号」を「同項第1号」に改める。

第56条中「第348条第2項第9号」の右に「第9号の2」を加え、「第4号」を「第5号」に、「第5号及び第6号」を「第4号及び第5号」に、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは施行令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、施行令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

第58条の次に次の1条を加える。

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受ける固定資産を所有する者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第4号に、償却資産については第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (4) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第59条中「第11号の4」を「から第11号の5まで」に改める。

附則第8条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年」の右に「(次条において「居住年」という。))」

を加え、同条第3項中「市民税の納税通知書が送達された後に当該申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに当該申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第8条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第8条の3の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条の3の2第1項」とする。

附則第9条第2項中「附則第8条の3第1項」の右に「附則第8条の3の2第1項」を加える。

附則第11条の2第9項中「第5項から第7項まで」を「第8項から第10項まで」に改め、同項を同条第12項とし、同条第4項から第8項までを3項ずつ繰り下げ、同条第3項中「同法第41条第1項の規定による地方公共団体の」を「施行令附則第12条第21項第2号に規定する」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

3 前項の申告書は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに提出しなければならない。ただし、同日までに当該申告書を提出することができなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合においては、第2項の申告書には同項各号に掲げる事項のほか、当該年度の初日の属する年の1月31日までに当該申告書を提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

附則第11条の3を削る。

附則第12条の2の見出しを「(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成19年度分又は平成20年度分」を「平成22年度分又は平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地」を「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第12条の3を削る。

附則第20条の3の3第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第20条の4の2第3項第2号中「、附則第8条の3第1項」の右に「、附則第8条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第8条の3第1項」を「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」に改める。

附則第20条の5第3項第2号中「、附則第8条の3第1項」の右に「、附則第8条の3の2第1項」を加え、「及び附則第8条の3第1項」を「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」に改める。

附則第21条第1項中「第35条第1項」の右に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第8条の3第1項」の右に「、附則第8条の3の2第1項」を加え、「及び附則第8条の3第1項」を「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」に改める。

附則第21条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改め、同条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第22条第5項第2号及び附則第22条の2第2項第2号中「、附則第8条の3第1項」の右に「、附則第8条の3の2第1項」を加え、「及び附則第8条の3第1項」を「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」に改める。

附則第22条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定

管理株式等」に改め、同条第1項中「いう。）」の右に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の右に「又は特定保有株式」を加える。

附則第22条の2の7第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第22条の3第1項中「規定する事業所得」及び「、当該事業所得」の右に「、譲渡所得」を加え、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、附則第8条の3第1項」の右に「、附則第8条の3の2第1項」を加え、「及び附則第8条の3第1項」を「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」に改める。

附則第22条の4第2項第2号及び第5項第2号中「、附則第8条の3第1項」の右に「、附則第8条の3の2第1項」を加え、「及び附則第8条の3第1項」を「、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項」に改める。

(広島市市税条例の)部を改正する条例の一部改正)

第2条 広島市市税条例の一部を改年する条例(平成20年広島市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「附則第22項及び第23項」を「附則第20項及び第21項」に改め、同項第4号中「第16項」を「第14項」に改め、同項第5号中「附則第17項から第21項まで」を「附則第15項から第19項まで」に改める。

附則第9項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削る。

附則第12項中「(次項及び附則第15項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。))」を削る。

附則中第13項を削り、第14項を第13項とし、第15項を削り、第16項を第14項とし、第17項を第15項とする。

附則第18項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正法」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第22条の2第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。))の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を附則第16項とする。

附則第19項中「附則第18項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第20項中「附則第18項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第21項中「附則第18項」を「附則第16項」に改め、

同項を附則第 1 9 項とし、附則第 2 2 項を附則第 2 0 項とする。

附則第 2 3 項中「平成 2 2 年 1 2 月 3 1 日」を「平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日」に改め、同項を附則第 2 1 項とし、附則第 2 4 項を附則第 2 2 項とし、附則第 2 5 項を附則第 2 3 項とする。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中広島市市税条例附則第 8 条の 3 の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第 1 項の改正規定、同条の次に 1 条を加える改正規定並びに同条例附則第 9 条第 2 項、第 2 0 条の 4 の 2 第 3 項第 2 号、第 2 0 条の 5 第 3 項第 2 号、第 2 1 条第 3 項第 2 号、第 2 2 条第 5 項第 2 号、第 2 2 条の 2 第 2 項第 2 号、第 2 2 条の 2 の 2 の見出し、同条第 1 項・第 2 2 条の 2 の 7 第 6 項、第 2 2 条の 3 第 2 項第 2 号並びに第 2 2 条の 4 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号の改正規定 平成 2 2 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中広島市市税条例附則第 8 条の 3 第 3 項、第 2 1 条第 1 項及び第 2 1 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次項の規定 平成 2 2 年 4 月 1 日

(3) 第 1 条中広島市市税条例附則第 2 2 条の 3 第 1 項の改正規定 平成 2 3 年 1 月 1 日

(4) 第 1 条中広島市市税条例第 5 4 条第 6 項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 5 7 号）の施行の日

2 第 1 条の規定による改正後の広島市市税条例（以下「新条例」という。）附則第 8 条の 3 第 3 項の規定は、平成 2 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 1 年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

3 新条例第 5 4 条第 6 項、第 5 6 条、第 5 8 条の 2 及び第 5 9 条並びに附則第 1 2 条の 2 の規定は、平成 2 1 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 0 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 1 1 条の 2 第 6 項の規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成 2 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された第 1 条の規定による改正前の広島市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第 1 1 条の 2 第 3 項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 旧条例附則第 1 1 条の 3 及び第 1 2 条の 3 の規定の適用がある平成 2 0 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 旧条例附則第 1 1 条の 3 の規定の適用がある平成 2 0 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

#### 広島市条例第 5 3 号

平成 2 1 年 7 月 2 日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

広島市長 秋 葉 忠 利

#### 広島市国民健康保険条例の一部を改正する条

#### 例

広島市国民健康保険条例（昭和 3 4 年広島市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（平成 2 1 年 1 0 月から平成 2 3 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金の額の特例）

第 2 条の 2 被保険者が平成 2 1 年 1 0 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第 4 条の規定の適用については、同条中「3 8 万円」とあるのは、「4 2 万円」とする。

#### 附 則

この条例は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

#### 広島市条例第 5 4 号

平成 2 1 年 7 月 2 日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

#### 広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成 1 2 年広島市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 4 号中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ハ若しくは第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ハ」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ若しくは第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハ」に改め、同表第 6 5 号及び第 6 7 号中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 6 号ニ若しくは第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 6 号ニ」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ニ若しくは第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ニ」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 広島市条例第 5 5 号

平成 2 1 年 7 月 2 日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

#### 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画） 地区計画の区域内における建築物の制限に関 する条例の一部を改正する条例

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年広島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|      |           |                                                      |
|------|-----------|------------------------------------------------------|
| (47) | 広島港五日市地区  | 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）広島港五日市地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域  |
| (48) | 五日市海老山西地区 | 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）五日市海老山西地区地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域 |

別表第2の(9)の表建築物の用途の制限の項中「について」を削り、

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研究地区 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>(1) 住宅（同一敷地内にある建築物に附属するもので、住戸数が1のものを除く。）<br>(2) 共同住宅又は下宿<br>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの<br>(4) 保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの<br>(5) 店舗、飲食店その他これらに類するもの<br>(6) 公衆浴場<br>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの<br>(8) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場<br>(9) ホテル又は旅館<br>(10) 自動車教習所<br>(11) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの<br>(12) カラオケボックスその他これに類するもの |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研究複合地区 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>(1) 住宅（同一敷地内にある建築物に附属するもので、住戸数が1のものを除く。）<br>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの<br>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの<br>(4) ホテル又は旅館<br>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの<br>(6) カラオケボックスその他これに類するもの |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

改め、同表建築物の敷地面積の最低限度の項、壁面の位置の制限の項及び垣又はさくの構造の制限の項中「研究地区」を「研究複

合地区」に改める。

別表第2に次のように加える。

(47) 広島港五日市地区

| 建築制限の事項     | 建築制限の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の用途の制限   | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>(1) 住宅<br>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿<br>(3) 図書館、博物館その他これらに類するもの<br>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの<br>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの<br>(6) 公衆浴場<br>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの<br>(8) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場<br>(9) 自動車教習所<br>(10) 畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。）<br>(11) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの<br>(12) カラオケボックスその他これに類するもの<br>(13) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業に係る建築物 |
| 壁面の位置の制限    | (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数値以上としなければならない。<br>ア 道路の境界線（隅切部分を除く。）3メートル<br>イ 隣地境界線1メートル<br>(2) 前号の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。<br>ア 公衆電話所<br>イ 路線バスの停留所の上家<br>ウ 令第130条の4第5号に掲げるもの<br>エ 門又は塀                                                                                                                                                           |
| 垣又はさくの構造の制限 | 建築物に附属する塀でコンクリートブロック造り、鉄筋コンクリート造り、石造りその他これらに類する構造のものについては、地盤面からの高さは、2メートル以下としなければならない。ただし、道路の境界線から3メートル以上離れたもの及び市長が公益上必要な建築物に附属する塀で安全上支障がないと認めるものについては、この限りでない。                                                                                                                                                                                                                                      |

(48) 五日市海老山西地区

| 建築制限の事項   | 建築制限の内容                              |
|-----------|--------------------------------------|
| 建築物の用途の制限 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。<br>(1) 住宅 |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | (2) 兼用住宅（令第130条の3に規定する住宅をいう。）<br>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿<br>(4) 集会所<br>(5) 幼稚園<br>(6) 保育所その他これに類するもの<br>(7) 診療所<br>(8) 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に定める公益上必要な建築物<br>(9) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | に5メートルを加えたもの以下としなければならない。<br>(3) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合における前号の規定の適用については、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。<br>(4) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。）の地盤面より1メートル以上低い場合における第2号の規定の適用については、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。<br>(5) 第1号の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、算入しない。 |
| 容積率の最高限度      | 10分の10とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 建ぺい率の最高限度     | 10分の5とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 建築物の敷地面積の最低限度 | 165平方メートルとする。ただし、次に掲げる建築物の敷地については、この限りではない。<br>(1) 集会所<br>(2) 巡査派出所<br>(3) 公衆電話所<br>(4) 令第130条の4各号に掲げる建築物                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 壁面の位置の制限      | (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数値以上としなければならない。<br>ア 道路の境界線（隅切部分を除く。） 1メートル<br>イ 隣地境界線 0.75メートル<br>(2) 前号の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。<br>ア ポーチ等で出入りのための通行専用と認められる建築物の部分<br>イ 簡易な構造の自動車庫<br>ウ 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの<br>(イ) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。<br>(イ) 建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が5分の1以下であること。<br>エ 巡査派出所<br>オ 公衆電話所<br>カ 令第130条の4第4号又は第5号に掲げるもの<br>キ 門又は塀<br>ク アからキまでに掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2メートル以下のもの | 垣又はさくの構造の制限<br>建築物に附属する塀でコンクリートブロック造り、鉄筋コンクリート造り、石造りその他これらに類する構造のものについては、地盤面からの高さは、0.4メートル以下としなければならない。ただし、道路の境界線から1メートル以上離れたもの及び市長が公益上必要な建築物に附属する塀で安全上支障がないと認めるものについては、この限りでない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

~~~~~

広島市条例第56号

平成21年7月2日

広島市公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、広島市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員等の任命)

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

~~~~~

## 広島市条例第56号

平成21年7月2日

広島市公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 広島市公立大学法人評価委員会条例

### （趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、広島市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

（委員等の任命）

第3条 委員は、法人の経営、大学の教育研究等に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

### 広島市規則第74号

平成21年7月30日

広島市職員互助会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

#### 広島市職員互助会設置規則の一部を改正する

##### 規則

広島市職員互助会設置規則（昭和59年広島市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「30時間」を「28時間45分」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

### 広島市規則第75号

平成21年7月30日

広島市報酬並びに費用弁償条例に規定する規則で定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

#### 広島市報酬並びに費用弁償条例に規定する規則で定める職に関する規則の一部を改正する規則

広島市報酬並びに費用弁償条例に規定する規則で定める職に関する規則（昭和52年広島市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「30時間」を「28時間45分」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

### 広島市規則第76号

平成21年7月30日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

#### 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第23条の4第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

##### 附 則

1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。

2 改正後の第23条の4第2項の規定にかかわらず、平成21年12月に支給する勤勉手当に係る勤務期間の算定における除算期間の計算において時間を日に換算する場合は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間をもって1日（当該各号に掲げる期間の区分ごとに当該各号に定める時間未満の時間（以下この項において「端数時間」という。）は切り捨てる。ただし、当該各号に掲げる期間の区分のいずれについても端数時間がある場合は、当該端数時間をそれぞれ当該各号に掲げる期間の区分ごとに当該各号に定める時間で除して得た数を合計した数が1以上であるときは1日とし、1未満であるときは切り捨てる。）とする。

(1) 平成21年6月2日から同年7月31日まで 8時間

(2) 平成21年8月1日から同年12月1日まで 7時間45分

## 告 示

### 広島市告示第284号

平成21年7月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。